

伊万里福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規則

(制定：平成29年5月29日議決)

(最近改正：令和3年12月1日議決)

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人伊万里福祉会定款(以下「定款」という。)第9条第1項及び第23条の規定に基づく役員及び評議員の報酬等の支給の基準並びに当該報酬等の額、支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、その職務に応じ、報酬を支給する。ただし、社会福祉法人伊万里福祉会(以下「伊万里福祉会」という。)の職員(給与又は賃金を支給する職員に限る。)の職を兼ねる理事には、これを支給しない。

2 評議員には、定款第9条第2項に定める範囲において、報酬を支給する。

3 評議員及び役員(伊万里福祉会の職員の職を兼ねる理事を除く。)には、前2項の報酬を除き、賞与、退職手当その他の手当は、これを支給しない。

(報酬の額)

第3条 役員及び評議員に支給する報酬の額は、次の表に定めるとおりとする。

役職名	報酬の額
理事長	月額100,000円
理事(理事長を除く。)	会議出席又は出張1回につき5,220円
監事	会議出席、監査又は出張1回につき5,220円
評議員	会議出席又は出張1回につき5,220円

(費用弁償)

第4条 評議員が評議員会に出席をし、又はその職務のため出張をしたときは、その出席又は出張に要する旅費を弁償する。

2 役員(伊万里福祉会の職員の職を兼ねる理事を除く。)が評議員会、理事会その他の会議に出席をし、その職務のため出勤若しくは出張をし、又は監査を行ったときは、その出席、出勤若しくは出張又は監査に要する旅費を弁償する。

3 前2項の旅費の額の算定については、伊万里福祉会職員の旅費支給規則の規定を準用する。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長の報酬は、社会福祉法人伊万里福祉会職員給与支給規則第9条第2項に定める職員の給料の支給定日に支給し、理事長の旅費は、伊万里福祉会の職員の旅費の例により支給する。

2 理事長以外の役員の報酬及び旅費は、会議出席、出勤若しくは出張又は監査のときに支給する。

3 評議員の報酬及び旅費は、会議出席又は出張のときに支給する。

(公表)

第6条 伊万里福祉会は、この規則をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成29年度定時評議員会の終結の時から施行する。

* 平成29年度定時評議員会の終結の日：平成29年6月14日

(社会福祉法人伊万里福祉会役員及び評議員の報酬及び費用弁償支給規則の廃止)

第2条 社会福祉法人伊万里福祉会役員及び評議員の報酬及び費用弁償支給規則は、廃止する。

附 則

この細則(令和3年12月10日議決)は、令和4年4月1日から施行する。